

京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会 第1回

次 第

日 時 令和4年12月14日(水)
午後1時から3時30分まで
開催形式 オンライン会議(zoom)

開 会

議 題

- 1 座長選出
- 2 京都府生物多様性地域戦略の中間見直しについて
- 3 その他

閉 会

資料1 京都府生物多様性地域戦略の中間見直しと進捗状況について
資料2 地域戦略中間見直しの方向性等について
資料3 きょうと生物多様性センターについて

参考資料1 京都府生物多様性地域戦略について
参考資料2 京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会について
参考資料3 次期生物多様性国家戦略素案等について

京都府生物多様性地域戦略の中間見直しについて

1 趣旨

生物多様性基本法に基づき平成30年3月に策定した本戦略は、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じた見直しを行うこととしています。

国の基本計画が令和5年3月に改定（次期生物多様性国家戦略が策定）される予定であることから、令和4年度から本戦略の中間見直しの検討に入り、この間の生物多様性政策の推進方向を踏まえ、短期目標等の改定を行いますので、御報告します。

2 戦略の内容

(1) 長期目標 2050年（令和32年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進める。

(2) 短期目標 2027年（令和9年）

- ① 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- ② 人の積極的な関与による里地域の再生
- ③ 早期対策による外来生物の脅威の排除
- ④ 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

3 見直しの考え方

京都府内の生物多様性の状況や次期生物多様性国家戦略のポイントである、30by30 や OECM 等を踏まえながら、約1年間かけて新たな施策等を検討する。

4 スケジュール

環境審議会・専門委員会で見直しを検討し、令和5年9月議会 最終案報告を目指す。
詳細は、別紙のとおり

※ 30by30 とは

「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されている、2030年までに世界の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す目標

※ OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは

国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的かつ長期的に保全しうる地域のこと

京都府生物多様性地域戦略中間見直しスケジュール(案)

		2020年	2021年	2022年				2023年												
		1月	...	6月	...	10月	11月	...	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月				
世界	「ポスト2020生物多様性枠組」採択					●					↔									
						COP15(第1部) 昆明宣言				COP15(第2部)@カナダ 採択(予定)										
国の動き	次期国家戦略策定	↔			↔							パブコメ								
		研究会(計9回)			小委員会(計4回)								●	策定						
府の動き	府議会												●			●			●	
	環境審議会部会												報告		中間報告		パブコメ		最終報告	
	専門委員会												①		②中間報告		③答申			
						●	●	↔		↔										
						設置		第1回		第2回		第3回		第4回						

専門委員会検討内容(予定)

- 第1回 地域戦略(2017年)の目標の達成状況確認、課題抽出、次期地域戦略の方向性の検討
- 第2回 中間案に向けた、内容の検討(策定された国家戦略の内容を反映)
- 第3回 中間案(パブコメ案)の作成に係る意見聴取
- 第4回 パブコメを踏まえた最終修正内容への意見聴取

主な行動計画の取組状況や課題・今後の方向性について

短期目標①：森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

行動計画	取組状況や課題	今後の方向性
<p>【リーディングプロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全地区の追加指定はなし（雲ヶ畑の1カ所のみ）指定を増やすのは難しい。 ・保全地区に限らず、各主体の連携を進めることが必要 ・花脊などで地域住民等と保全団体が連携した活動が進んでいる。（非保全地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全地区に限らず OEMC など活用しながら、保全団体や民間事業者などの多様な主体による保全活動を推進していくことが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等 ・『『環』の公共事業』の見直し ・グリーンインフラの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の公共事業について、相談等は実施しているが、制度に則った対応は実施できていない。 ・『『環』の公共事業』については、一部の制度しか活用されていない状況（構想ガイドライン：部局で活用 実施ガイドライン：活用出来ていない） ・公共工事等における生物多様性保全の必要性について、周知等が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『『環』の公共事業』について、関係部局との連携により効率的かつ効果的な公共工事評価が出来る形に見直していく。 ・建設交通部局との連携を強化し、多自然川づくりや霞堤などを取り入れた総合治水など、グリーンインフラを一層推進していく。 ・公共工事等における生物多様性保全の必要性について、引き続き周知等を実施していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・法律条例に基づく保全 ・自然公園、自然環境保全地域における適切な保全 ・希少種の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の自然公園や自然環境保全地域などで規制等による保全を行っている。 ・京都丹波高原国定公園では、京都大学と連携し下層植生の保全を実施している。 ・R4. 11 に条例指定種を追加（+ 5 種） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している保全等を継続して実施していく。 ・府内での OEMC を含めた民有地での保全の推進を検討していく ・レッドリストの改訂状況を踏まえて、条例指定種の指定状況の見直し等を継続していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の保全活動 ・企業 ・自然環境保全京都府ネットワーク ・希少種の域外保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業との連携は手薄な状況 ・新たな保全団体の参画を促す周知が不足している。核となる人材の育成が必要 ・府内の複数植物園において域外保全が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性センター等を活用しながら企業の連携を進めていく ・生物多様性認証制度やパートナーシップ制度を創設し積極的に企業の巻き込みを図っていく。 ・保全団体同士の連携を深め、ネットワークの核となる人材を育成していく。 ・RDB などに基づき、域外保全すべき種を明確にしていく。 ・植物以外の域外保全も進めて行く

短期目標②：人の積極的な関与による里地域の再生

行動計画	取組状況や課題	今後の方向性
<p>【リーディングプロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理 	<ul style="list-style-type: none"> クマ：兵庫、京都、岡山、鳥取で広域保護管理指針を策定 シカ：環境省の指定管理事業で広域的な捕獲を実施 	<ul style="list-style-type: none"> クマ：保護管理指針に基づき、生息動向の把握・捕獲数管理・被害対策等を進めていく。 シカ：引き続き広域的な捕獲を実施していく ニホンジカの狩猟規制の緩和や捕獲の強化を実施
<p>【リーディングプロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ビジターセンターにおいて、展示・セミナー・自然体験イベントなどを実施 森の京都 DMO で地域の魅力向上を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きビジターセンターや道の駅などを活用し、エコツーリズムや環境学習などを展開していく。
<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣への対策 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助を活用した侵入防止柵や捕獲檻の整備、捕獲経費補助 狩猟期に府単費のシカ捕獲強化事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き防護柵の設置や個体数管理等のための捕獲等を行い、農業被害の軽減や人身被害の未然防止を図っていく。 生態系被害の観点からの対策も検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な地域づくり 里地域との交流 里地域の再生 里地域の産業振興 	<ul style="list-style-type: none"> 南丹市美山町などでエコツーリズムが推進されている。 自然公園利用のルールやマナーについて発信しワイズユースを呼びかけている。 農林水産部など関係部局で各取組を実施 各部局で生物多様性保全への配慮をしているが、まだまだ十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園などを中心に生物多様性に着眼した活動を推進していく。 農林水産部など関係部局と連携し各取組を推進していく 例えば、生物多様性保全と親和性の高い補助制度を増やしていく等 地域にある資源を循環的に活用し、小さくても地域経済を回す・動かすモデルケースを府内で創出していく。
<ul style="list-style-type: none"> 二次的自然の保全、回復 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都モデルフォレスト運動」により企業等参加の森林づくりが行われている。 企業などから生物多様性への配慮について助言が欲しいというニーズがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の配慮について助言等を実施することで、効果的な二次的自然の保全・回復を図っていく。

短期目標③：早期対策による外来生物の脅威の排除

行動計画	取組状況や課題	今後の方向性
<p>【リーディングプロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家と意見交換を行い、平成 30 年に事業を開始 ・ ヒアリ・オオバナミズキンバイ・クビアカツヤカミキリの 3 種を対象とし、監視や防除を実施中 <p>※対象種数は、目標の 5 種に達していないが、初期防除が必要な種について一定対応出来ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象種 3 種について、監視や防除を継続する。また、定期的に情報共有のための研修会や監視体制の見直し等を行い、早期発見・初期防除の徹底を目指す。 ・ バスターズの対象とするべき種について、定期的に追加の検討を行い、新たに侵入してくる外来種への早期対応を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 外来種データブックの更新 府民や市町村への普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来種リストを改訂し、693 種を掲載（H30） ・ 外来生物法が改正され、市町村や府民への普及啓発が一層必要な状況（市町村から府民向け普及啓発のニーズあり）※外来種の認知度は向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改訂したリスト等に基づき外来種の「予防原則」などについて周知していく。 ・ 外来生物法の改正を踏まえ、市町村との連携により府民への普及啓発を進めていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アライグマ・ヌートリア、アルゼンチンアリについて、協議会による防除を実施 ・ 植物などを中心に管理者による防除が実施されている。 ・ 種毎に、関係する部局が様々であり、体制を構築して防除を進めて行くことに課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物法の改正を踏まえ、市町村との連携強化を図る。 ・ 管理者による除草など既存事業を活かした効果的な防除を進める。 ・ 国・関係部局・市町村などと連携し、情報共有を図りながら効果的な防除を実施していく。

短期目標④：生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

行動計画	取組状況や課題	今後の方向性
<p>【リーディングプロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・『生物多様性未来継承プラン』（H30.12策定）において、「生物多様性センター（仮称）」が有する機能を例示 ・R1年度以降、環境省の補助事業を活用し、府立大学との協働のもと、「生物多様性情報の収集・データベース」の構築を実施 ・京都市と協調でのセンター設立に向けて調整中 	<ul style="list-style-type: none"> ・府市協調により生物多様性センターを設置し、収集・利活用・継承の事業を実施していく。 ・企業等も含め、多様な主体の連携により一オール京都での生物多様性保全を推進していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生生物や特定外来生物を中心にモニタリングを実施 ・過去の自然環境調査などについて、情報を利活用できていない状況 ・市町村や保全団体が保有する情報の集約を試行中 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定種や特定外来生物を中心に定期的なモニタリングを継続していく。 ・過去の調査などについて、データベース化するなどし、利活用できる形にしていく。（取扱には注意する。） ・市町村や保全団体が保有する情報を掘り起こし、集約・活用できる仕組みを構築していく。 ・保全団体等による調査について支援を実施していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全の機運醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や若手向けの保全研修などを実施している。 ・啓発用のマンガ読本を作成 ・府内市町村や保全団体などの取組について、把握出来ていないものが多くある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報から、京都の生物多様性を解き明かし、京都の魅力を分かりやすく効果的に伝えていく。 ・府主催の事業だけでなく、市町村等と連携し普及啓発等を実施していく。 ・各主体が実施している取組について掘り起こし、府民につなげていく。

京都府生物多様性地域戦略における数値目標と達成状況

※黄色セルが達成項目

	事項	策定時 (2017)	目標 (目標年)	現状 (2022)	課題	方向性
【森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全】						
01	生息地等保全地区の指定数	1 (H29年)	5 (R4年)	1 (R4年)	雲ヶ畑の1カ所	R4.11に条例指定種を追加 今後、地区指定の追加を目指す
02	条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	25 (H29年)	30 (R4年)	30 (R4に+5)		※追加指定検討中
03	ステewardシップの中心となる登録団体の数	9 (H29年)	15 (R4年)	7団体 10種 (R4年)	保全団体からは、登録の手続きが複雑との声がある。	保全団体の掘り起こし、活動支援・登録手続き支援
04	自然環境保全京都府ネットワークの会員(団体・個人)数	28 (H29年)	50 (R4年)	36 (R4年)	保全団体の掘り起こしや核となる人材の育成が必要	生物多様性センター等による人材育成を実施
05	『『環』の公共事業行動計画』ガイドラインの改訂	—	R2年	—	一部の制度しか活用されていない状況	関係部局に極力負担をかけず公共工事評価が出来る形に見直し
06	「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱者数	29人 (H26年)	60人 (R4年)	29人 (+20の予定)	府内保全活動情報の集約不足 保全を担う人材の育成が必要	府内保全活動情報の掘り起こし 生物多様性センター等による人材育成を実施
07	京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	—	5種 (R9年)	7種 (R4年)		
【人の積極的な関与による里地域の再生】						
08	「第一種特定鳥獣保護計画」(京都府、H29年策定)より					
	ツキノワグマ: 人身被害の未然防止、地域住民の精神的不安の軽減、農林業被害の軽減、個体群の安定的維持	人家周辺の誘因物除去、下草・藪刈払い、電柵の設置等	人身被害回避 (緊急捕獲) 生活圏遊撃被害 (予察捕獲) 加害個体の除去・捕獲 (果樹・養蜂・クマ剥ぎ)	人家周辺の誘因物除去 トタン巻き、電柵の設置 加害個体の捕獲		
	「第二種特定鳥獣管理計画」(京都府、H29年策定)より					
	ニホンジカ: 生息頭数	91,000 (H27年)	45,000 (R3年)	96,000 (R2年)	捕獲活動の強化が必要	捕獲活動の強化
	イノシシ: 農作物被害額	1億4千万円 (H27年)	7千万円 (R3年)	1億2千万円 (R2年)	被害防止対策の強化が必要	被害防止対策を強化
	ニホンザル: 個体数調整を実施する群の数	14群 (H28年)	20群 (R3年)	45群 (R2年)		

	事項	策定時 (2017)	目標または目 標年	現状 (2022)	課題	方向性
09	ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイズユース来訪者数の増加	1,289万人 (H27年)	1,600万人 (R9年)	837万人 (R2年)	コロナ禍により減少	公園施設の整備により自然公園の魅力向上、利活用を推進する
10	農業振興地域の農用地における再生可能な荒廃農地面積 (「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より)	516 ha (H24年)	0 ha (R2年)	247ha (R2年)	「耕作放棄地」→「荒廃農地」	
【早期対策による外来生物の脅威の排除】						
11	特定外来生物バスターズ（仮称）の結成	—	H30年	H30年		
12	特定外来生物バスターズ（仮称）による侵入・定着防止対象種数	—	5種 (R4年)	3種 (R4年)	ヒアリ・オオハナミズキ・キバヤシ・クビアカツヤカミキリ ※目標種数には達していないが、侵入・定着防止は対応出来ている	
13	外来種データブックの改訂	—	H30年	2019年 (リスト作成)		
14	「外来種」または「外来生物」の認知度（言葉の意味を知っている）	58.9% (H26年環境省調べ、全国)	80% (R4年)	83.2% (府内調査)		
【生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成】						
15	生物多様性センター（仮称）の設置	—	R2年	R5年中（予定）		
16	「京都いきもの検定（仮称）」の受験者数	—	のべ1,000人 (R4年)	—	京都府の自然や生物多様性の魅力をより分かりやすく伝えていく必要がある。	RDBなどを魅力的で分かりやすく府民に伝える工夫を実施 府内で実施されている自然観察会等について、情報が府民に伝わるよう発信手段を工夫する。
17	「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っているまたは聞いたことがある）	70.4% (H28年環境省調べ、全国)	80% (R4年)	72.2% (府内調査)		
18	「山陰海岸ジオパーク」の認知度（行ったことがあるまたは聞いたことがある）	64.1% (H27年)	80% (R4年)	56.9% (府内調査)		

※目標年は5年を基本として、長期的な対策が必要なものを10年と設定

その他に、他計画から引用した目標はその計画の目標年を、事業実施により成果年を定めるべきものはその予定年をそれぞれ記載

生物多様性地域戦略の改定の方向性

- 今回は、中間見直しであり、大幅な改定は行わず、ポイントを絞った修正としたい。
 - ・策定（2017年）から5年経過したことから、戦略の進捗状況を検証する。
 - ・次期生物多様性国家戦略など国内外の情勢を踏まえて見直しを行う。
- 行動計画や数値目標について、現状を踏まえた実効性のあるものに修正したい。
 - ・行動計画や数値目標について達成状況は芳しくない。
 - ・環境審議会部会の委員からも実効性ある戦略にするよう御指摘あり

地域戦略に盛り込みたい内容

次期生物多様性国家戦略において既存の取組に加えて取り組むべきとされている3つのポイントを中心に地域戦略に盛り込みたい。

●生態系の保全・再生の強化

生物多様性を確保し、生態系の健全性の回復を図る

- ・30by30（自然公園・保全地域等の拡大、寺社等民間保全地域の指定）
- ・自然公園の拡大やOECM（OECMへの登録を企業、団体及び個人に推奨）等による保護地域内外での保全（30by30）
- ・森・里・川・海のつながりを確保し、保護地域やOECM等を一体的に保全
- ・鳥獣管理の強化・改正外来生物法を踏まえた外来種対策強化

●自然を活用した社会課題の解決（NbS）

社会・経済・暮らしの基盤として自然をとらえ直す。

- ・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）
- ・地域づくりに対する生物多様性からの貢献
- ・自然資本の持続可能な利用の強化
（里地里山における資源循環利用の強化、バイオマス資源の活用等）
- ・気候変動対策と生物多様性保全とのシナジーの強化
（吸収源対策としての生態系の保全・再生、再エネと生物多様性保全の両立）
- ・適応策における緑地保全等のグリーンインフラの取組推進

●ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映

生物多様性の主流化による社会・経済・暮らしのあり方の抜本的な変革

- ・社会経済活動での多様性への配慮など多様な主体の連携を強化
 - ・事業者の取組の推進(本業やバリューチェーンを通じた保全に資する活動の促進)
 - ・生物多様性に配慮した消費行動への転換(認証制度、地産地消等)
- ・生物多様性の保全につながる認識の向上・価値観の醸成

●3つのポイントを支えるための実施体制の改善

- ・生物多様性センターの設置・運営による保全活動の連携・ネットワーク化
- ・生物多様性データベースの構築と活用、調査体制の確保

御議論いただきたい内容

●地域戦略に盛り込むべき内容について

- ・京都府が想定する内容について、修正すべき事項や他に追加すべき観点があれば教示いただきたい。

●行動計画や数値目標について

- ・戦略の目標を達成するために、適当な行動計画・数値目標の設定となっているか。
- ・より実効性のある内容とするため御助言いただきたい。

京都府の生物多様性保全 (「きょうと生物多様性センター」の設立について)

2022. 12

京都府自然環境保全課

「きょうと生物多様性センター」の設立について

< 京都府におけるこれまでの経過 >

●『**京都府生物多様性地域戦略**』（H30.3策定）において、リーディングプロジェクトとして、自然情報の収集・利活用・継承を担う「**生物多様性センター（仮称）**」の設置について記載。



●地域戦略のアクションプランである『**生物多様性未来継承プラン**』（H30.12策定）において、「**生物多様性センター（仮称）**」が有する機能を例示。

- ・生物多様性に関するデータベースの構築、生物多様性情報の利活用
- ・将来の担い手となる人材の育成
- ・広く府民の理解が深められるような普及啓発



●R1年度以降、環境省の補助事業を活用し、府立大学との協働のもと、「**生物多様性情報の収集・データベース**」の構築を実施。（植物群落231地点、植生調査データ342地点、植物類2,328種、昆虫類1623種、淡水魚類199種等 合計約3万records）

< 『京都府総合計画』（最終案） >

【8つのビジョンと基盤整備】

⑤ 共生による環境先進地・京都の実現

■ 多様な主体の連携による生物多様性の保全と継承、自然環境の保全と創出

- ・多様な主体の連携による生物多様性保全を進めるため、企業、研究機関、保全団体、府民等の**オール京都でつくる京都府生物多様性センター（仮称）**及びセンターや保全活動を支える生物多様性保全基金を創設
- ・生物多様性保全に取り組みたい民間企業と保全団体等をマッチングし保全活動を支援する「きょうと生物多様性パートナーシップ協定（仮称）」制度を創設

「きょうと生物多様性センター」の設立について

- R4年度、京都府・京都市との間で、府市協調で生物多様性センターを設置することで、基本的方向性として了解。

1 設置目的

京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や人材育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開する。

2 事業内容

テーマ	事業内容・機能
収集	①分布などの生物多様性情報の集積・データベース化機能 ②各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握
利活用	③保全団体や企業、大学等研究機関等の多様な主体のネットワーク機能 ④保全団体や企業、大学等研究機関等の連携による保全活動のコーディネート機能 ⑤団体や事業者等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談機能 ⑥団体や事業者等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案機能 等
継承	⑦資料や情報を活用した環境学習、人材育成及び情報発信機能

京都府 生物多様性 地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ
人と自然の共生プラン～

概要版



京都府

京都府環境部 自然環境保全課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町

TEL 075-414-4706 FAX 075-414-4705

平成30年3月

京都府

生物多様性とその成り立ち

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉であり、1985 (昭和60) 年にアメリカの生物学者W. G. ローゼンによって造語され、それ以降、世界中で広く用いられるようになりました。

生物多様性には「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルがあるとされています。

①生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

②種の多様性

それぞれの生態系に適応して、様々な種類の動植物が生息・生育していること。

③遺伝子の多様性

同じ種の中にも、多様な地域差や個体差があること。長い年月をかけて各地域の環境に適応することで、それぞれの地域独自の遺伝的特性を持つグループ(地域個体群)ができてきます。また、個体間でも大きさや性質などにばらつきがあります。

3つの生態系

①生態系の多様性



②種の多様性



③遺伝子の多様性



なぜ生物多様性が重要なのか

生物多様性は、長い歴史の中で、生物の進化という過程によって形成されたかけがえのないものであり、それ自体に大きな価値があります。

私たちの暮らしは衣食住や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。私たちは昔から、そのような恵みをもたらしてくれる自然に感謝し、畏敬の念をもって接してきました。一方、人間の営みが生物多様性に与える影響もあります。水田やその周辺の水路・ため池、薪炭林や農用林などの里山林は、人が利用して維持してきたことで、その環境に固有の生物多様性を育んできました。このように、自然と人とはお互いに有形無形の影響を与え合い、分かちがたく関係しながら、長い年月をかけて「共進化」を遂げてきました。

加えて、京都の特徴と言える伝統・文化は生物多様性と深く結びついてきたことも忘れてはなりません。京都は都が置かれて以来1,200年以上にわたり、生物多様性の恩恵を受けながら、様々な文化を生み出し発展させてきましたが、その一方で、建築や祭事のための動植物の利用を通じて里山を利用・維持してきたことなど、人間の文化が長い時間をかけて自然環境に与えてきた影響も大きなものがあります。

私たちはこうした京都の生物多様性がこれからも文化や伝統とともにあるよう、より良いものとして未来に引き継いでいかなければなりません。



京野菜 ©公益財団法人 京のふるさと産品協会



袖志の棚田(京丹後市)

京都府の各地域



アベサンショウウオ自生地(京丹後市)



光明寺の大トチ(綾部市)



大野ダム(南丹市)



八丁平の高層湿原(京都市)



琴引浜(京丹後市)



伊根の舟屋(伊根町)



天橋立と阿蘇海(宮津市、与謝野町)



冠島とオオミズナギドリ(舞鶴市)



美山かやぶきの里(南丹市)



深泥池(京都市)



ベニバナヤマシャクヤク自生地(京都市)



竹の径(向日市)



茶畑(和束町)



宇治川の河川敷(宇治市)

京都府におけるこれまでの取組

京都府では、これまで「京都府自然環境の保全に関する条例」(昭和56年)や「京都府環境を守り育てる条例」(平成7年)、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年)を制定し、希少種の保全や外来生物の防除などに対処してきました。

また、絶滅のおそれのある野生生物種の状況などを把握するため、府内の生態系に関する調査を実施し、その結果をもとに「京都府レッドデータブック2002」を平成14年に作成。その後、再度調査を実施し、平成27年にはレッドデータブックを改訂しています。一方、外来種についての調査も行い、平成19年には「京都府外来種データブック」を作成しました。

平成28年3月には「人と自然との相互作用により生み出された景観」をコンセプトとする京都丹波高原国定公園が新規指定されました。面積689km²に及ぶ同公園の指定により、京都府の面積の約21%が自然公園に含まれることとなりました。

京都府における現状

●絶滅のおそれのある野生生物種の増加

京都府では、府内の生物多様性についての調査を行い、「京都府レッドデータブック」を13年ぶりに改訂しました。その結果、絶滅のおそれのある野生生物種の数、前版の1,595種から1,935種に増加し、府内で確認されている野生生物種の約15%を占めるまでになりました。増加の原因として、開発や乱獲などの人的要因に加え、シカによる食害や外来生物の急増が挙げられます。



ニホンジカ

●京都の生活・文化を支えてきた自然環境の衰退

日本のこころのふるさと・京都は、万物衆生との共生の宗教観や豊かな自然を背景に、祇園祭や葵祭などの伝統行事や美術工芸、能などの芸能、茶道、華道、和食など、特色ある日本文化の発展に中心的な役割を果たしてきましたが、生物多様性の減少による自然環境の衰退が伝統産業や食文化など私たちの衣食住にも影響を及ぼしています。



祇園祭の「厄除け粽」

●人と自然との関係の変化

農山村地域では、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル、ツキノワグマなど野生鳥獣による被害が問題となっています。人の生命や財産を脅かし、農林業等に被害を与える野生鳥獣害の増加は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加といったさらなる悪循環を招いています。

一方で、人々が自然環境や野生生物に関わる機会が減り、四季の移ろいや身の周りの動植物への関心が薄まっていると言われています。「自然離れ」が進むことで、生物多様性の減少に対する危機感や関心が持たれにくくなっていることは、今後の保全活動の担い手不足、一層の生物多様性の衰退につながり、私たちの生活と文化にも影響が出るおそれがあります。

解決すべき課題

●森里川海のつながりの分断と衰退

森里川海のつながりが分断されたことで、それらの環境を行き来して生活する生物や境界を主な生息場所とする生物の生息が脅かされています。生物多様性を広域的に保全するため、個々の生態系を保全することはもちろん、それぞれの生態系のつながりを確保する必要があります。



希少種の
ハッチョウトンボ

また、里地域では野生鳥獣による被害が深刻となっており、人の暮らしのみならず、生物多様性にも著しい影響を与えています。特にニホンジカは、樹皮剥ぎや若芽を食害することで樹木に被害を与えるだけでなく、多くの希少種の宝庫となっている森林の下層植生を消失させ、深刻な影響を与えています。こうした生物多様性への影響を抑止するためにも、野生鳥獣の適正な個体数管理と被害防止対策を推進していくことが重要です。そのためには、森林や農地の適切な維持管理による生息地の拡大防止と被害防止、捕獲や狩猟などの取組が必要であり、高齢化や人口減少が進む中、担い手の確保や地域ぐるみの協働活動など人の営みによる里地域を活性化させる対策が重要です。



アライグマ

●外来生物による脅威の顕在化

アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、ブルーギル、ソウシチョウ、アルゼンチンアリなど特定外来生物の侵入、定着、拡大により、在来生物の減少など生態系に大きな影響が出るとともに、人の暮らしの安全への脅威、農林水産業や文化財などへの被害が顕在化してきています。これらの外来生物は、在来種の捕食、競合による駆逐などにより生態系に大きな影響を及ぼすだけでなく、農林水産業に被害を与えるものも少なくありません。

侵入初期の生物に対しては監視と早期根絶、定着している生物に対しては継続的な監視・拡大阻止のための取組が必要です。

●科学的知見の散逸・担い手の不足

府内には大学や研究者の数が多く、非常に多くの知見が存在していますが、それらの情報を体系的に集約・蓄積する体制がないため、情報の散逸が危ぶまれます。府内の知見を集積するためのネットワークとその拠点、集積した情報を整理・可視化して地域の実情に合わせた対策へ活用できるようにすることが必要です。

また、人の「自然離れ」が進んだことで、研究者や保全活動の担い手についても後継者不足が深刻化しています。後継者を育成するため、また府民に生物多様性に関する正しい理解と保全活動を広めるためにも、自然とふれあう機会や場を創出すること、環境学習の充実、情報を集積して発信することが必要です。

戦略の目標と方向性

先人たちが引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、京都が国内外の多くの人々を魅了する重要な要素となっていますが、近年、京都に暮らし、関わる私たちの自然への関心が薄れていくことで、京都の貴重なインフラでもある豊かな生態系を失いつつあります。生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要ですが、私たちが日々生きていくためには一定の開発や産業活動はなくてはならないものです。それらと生物多様性の保全を対立するものとして捉えるのではなく、両者のバランスの上で生物多様性を維持していくことが必要です。さらに、特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。

こうした認識の上に立ち、本戦略における「目標と方向性」は、次のとおりとします。

①長期目標 (2050年)

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

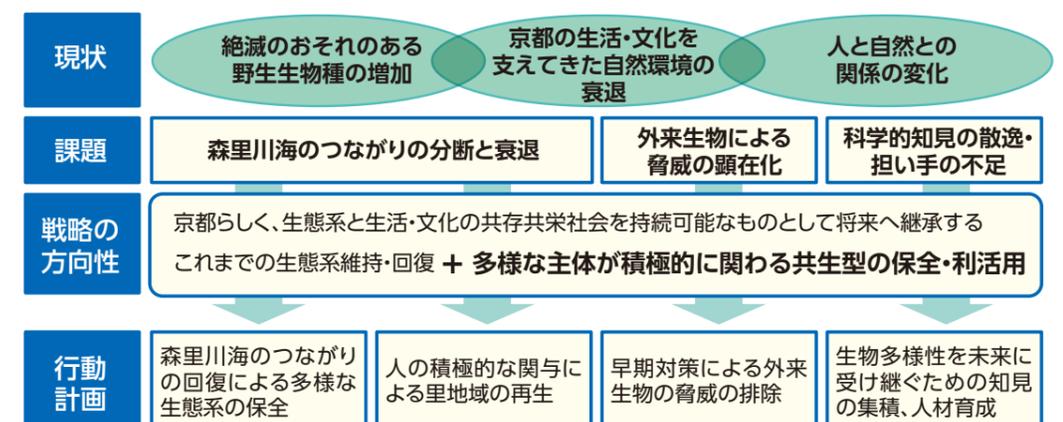
②短期目標 (2027年)

長期目標につながる今後10年間に取り組むべき行動として、現下の課題に即応する次の対策を実施します。

- 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- 人の積極的な関与による里地域の再生
- 早期対策による外来生物の脅威の排除
- 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

なお、地域戦略の計画期間内に、社会情勢の変化や地域における生物多様性保全の取組の進捗状況等により、府内の生物多様性をめぐる動向が変化することも考えられます。このため、戦略の策定後、概ね5年ごとに戦略の進捗状況を検証し、必要に応じて内容の見直しを行います。特に、2020年を目標年とする愛知目標の達成状況を踏まえた国家戦略の方向性を踏まえ、戦略の一部見直しなど必要な対応を行います。

京都府生物多様性地域戦略 概念図



行動計画

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

リーディングプロジェクト 生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開

環境スチュワードシップ活動*の拠点となる、条例に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。また、府民の積極的な参画が得られるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

*保全団体が多様な主体と協働で行う保全活動を指す。



生育地保全地区の指定

2 人の積極的な関与による里地域の再生

里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理などを通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化を再興し、人と野生鳥獣が適切なすみ分けにより共存できる環境の実現を目指します。農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

リーディングプロジェクト 野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理、近隣府県と連携した広域的な保護管理の取組など、効果的な被害防止対策の推進とあわせ、下草刈りや緩衝地帯の整備、里地里山地域における生息環境の管理を進め、人と野生鳥獣とのすみ分けにより被害軽減を図ります。



希少種のアユモドキ

リーディングプロジェクト ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅などを拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動を通じて里地域の活性化を図ります。



自然観察教室

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

外来生物の積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減を図ります。

リーディングプロジェクト 特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底

府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズ（仮称）により、侵入初期にある特定外来生物（ヒアリ、オオバナミズキンバイなど）の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への利活用、後世への継承に注力します。また、そのための人材の育成にあたっては、幅広い層の府民が、身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の保全に対する気運の醸成を図ります。

リーディングプロジェクト 自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置

京都府内の自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）のあり方を検討します。

推進方策

1 推進体制

戦略の目標達成に向けては、府が中心となって各種施策を推進しますが、取組をより効果的に進めていくために、国、市町村、府民、NPO、企業、大学・研究機関といった様々な主体と連携・協働します。

2 進行管理

行動計画について数値目標を設定します。

達成状況については、定期的に京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会及び希少野生生物保全専門委員会に報告し、助言や評価を受け、京都府環境白書や府のウェブサイトにおいて公表します。

京都府生物多様性地域戦略 行動計画の体系

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全	
リーディングプロジェクト	生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開
【公共事業等】	「『環』の公共事業」の見直し グリーンインフラの推進
【法律・条例に基づく保全】	自然公園、自然環境保全地域における適切な保全 希少種の保全
【その他の保全活動】	企業による生物多様性保全活動の拡大 自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化 希少野生生物の域外保全の推進
2 人の積極的な関与による里地域の再生	
リーディングプロジェクト	野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理 ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用
【野生鳥獣害への対策】	侵入防止や個体数管理等、野生鳥獣による被害防止対策
【魅力的な地域づくり】	（里地域との交流） エコツーリズムの推進 自然公園ワイズユースガイド冊子の制作、普及 里地域における景観や伝統文化を保全する活動の支援
	（里地域の再生） 「農村コミュニティ強化アクションプラン」の推進等による地域づくり 耕作放棄地の再生・活用の推進
	（里地域の産業振興） 京野菜などブランド農林水産物の推進 環境保全型農業の推進 府内産木材の増産・利活用による林業の再生 鹿肉、猪肉の有効活用の促進
【二次的自然の保全、回復】	生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開 生物多様性保全型の水田作り（ピオトープ等） 保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の科学技術の導入促進 海岸における環境改善
3 早期対策による外来生物の脅威の排除	
リーディングプロジェクト	特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底
【普及啓発】	京都府外来種データブックの更新、危険性の周知 「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進 外来種の飼育動物の遺棄防止
【防除活動】	防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除
4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成	
リーディングプロジェクト	自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置
【情報収集の強化】	希少種を中心としたモニタリングの強化
【生物多様性保全の気運を高める】	自然に親しむ機会や場の創出 「生物多様性」への関心を高めるための取組 生物多様性保全に係る活動の拡大 IUCN（国際自然保護連合）など国際会議の誘致

京都府生物多様性地域戦略 アウトライン

第1章 戦略策定にあたって

- 1 京都府の歴史・文化と生物多様性
- 2 生物多様性とその成り立ち
- 3 なぜ生物多様性が重要なのか
 - (1) 京都の衣食住を支える
 - (2) 京都の暮らしの安全を支える
 - (3) 京都の文化と観光を支える
 - (4) 京都の生命のつながりの土台となる
- 4 国内外の情勢
 - 【生物多様性条約から国家戦略、基本法まで】
 - 【COP10 と愛知目標】
 - 【持続可能な開発目標 (SDGs)】
- 5 本戦略の目的、位置づけ

第2章 京都府における生物多様性の現状と課題

- 1 京都府の自然
 - 【はじめに】
 - 【京都府の地形】
 - 【京都府の気候】
 - 【京都府の森】
 - 【京都府の里】
 - 【京都府の川】
 - 【京都府の海】
 - 【京都府の生きもの】
- 2 京都府の各地域
 - 【丹後地域】
 - 【中丹地域】
 - 【南丹地域】
 - 【京都市域】
 - 【乙訓地域】
 - 【山城地域】
- 3 京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組
 - 【自然公園、天然記念物等の指定】
 - 【「環境先進地・京都」としての取組】
 - 【自然環境の調査・研究・保全】
 - 【京都府の条例に基づく施策体系】
- 4 京都府における生物多様性の現状と課題
 - (1) 京都府における現状
 - ・絶滅のおそれのある野生生物種の増加
 - ・京都の生活・文化を支えてきた自然環境の衰退
 - ・人と自然との関係の変化
 - (2) 解決すべき課題
 - ・森里川海のつながりの分断と衰退
 - ・外来生物による脅威の顕在化
 - ・科学的知見の散逸・担い手の不足

第3章 戦略の目標と方向性

①長期目標（2050年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

②短期目標（2027年）

- 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- 人の積極的な関与による里地域の再生
- 早期対策による外来生物の脅威の排除
- 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

第4章 行動計画

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

○生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開（リーディングプロジェクト）

【公共事業等】

- ・『『環』の公共事業』の見直し
- ・グリーンインフラの推進

【法律・条例に基づく保全】

- ・自然公園、自然環境保全地域における適切な保全
- ・希少種の保全

【その他の保全活動】

- ・企業による生物多様性保全活動の拡大
- ・自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化
- ・希少野生生物の域外保全の推進

2 人の積極的な関与による里地域の再生

○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理（リーディングプロジェクト）

○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用（リーディングプロジェクト）

【野生鳥獣害への対策】

- ・侵入防止や個体数管理等、野生鳥獣による被害防止対策

【魅力的な地域づくり】

（里地域との交流）

- ・エコツーリズムの推進
- ・自然公園ワイズユースガイド冊子の制作、普及
- ・里地域における景観や伝統文化を保全する活動の支援

（里地域の再生）

- ・「農村コミュニティ強化アクションプラン」の推進等による地域の再構築
- ・耕作放棄地の再生・活用の推進

（里地域の産業振興）

- ・京野菜などブランド農林水産物の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・府内産木材の増産・利活用による林業の再生
- ・鹿肉、猪肉の有効活用の促進

【二次的自然の保全、回復】

- ・生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開
- ・生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）
- ・保全活動におけるドローンやA I（人工知能）等の科学技術の導入促進
- ・海岸における環境改善

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

○特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底（リーディングプロジェクト）

【普及啓発】

- ・京都府外来種データブックの更新、危険性の周知
- ・「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進
- ・外来種の飼育動物の遺棄防止

【防除活動】

- ・防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

○自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター

（仮称）の設置（リーディングプロジェクト）

（情報の収集・整理）

（体制）

（特色）

【情報収集の強化】

- ・希少種を中心としたモニタリングの強化

【生物多様性保全の気運を高める】

- ・自然に親しむ機会や場の創出
- ・「生物多様性」への関心を高めるための取組
- ・生物多様性保全に係る活動の拡大
- ・IUCN（国際自然保護連合）など国際会議の誘致

第5章 推進方策

1 推進体制

（1）府の役割

- ・生物多様性の社会への浸透に向けた、幅広い層が親しめるような啓発活動や環境教育・学習活動や保全活動の推進
- ・自然公園等の重要地域の保全・回復
- ・生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化、農山漁村の振興
- ・森里川海の生態系ネットワークの維持・形成に向けた取組
- ・生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査・情報収集、情報共有の推進

（2）市町村の役割

- ・市町村版生物多様性地域戦略の策定や、森里川海の連環の視点を取り入れた土地利用計画の策定など、地域特性に応じた取組の推進
- ・自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進
- ・里山の整備や湿原の保全、希少野生動植物の保護等に取り組む住民やNPO等との協働

（3）府民の役割

- ・環境学習や自然観察会への参加
- ・生物多様性の保全活動や府民参加型の調査への協力
- ・家庭や地域における幼い頃から子どもが身近な自然や生きものに親しむ機会づくり
- ・持続可能な原料の調達や再生材の利用など、生物多様性に配慮された商品の選択と購入
- ・上記の行動等を通じた生物多様性に対する意識の高揚、生物多様性を豊かにする取組への主体的な参画

- (4) NPOの役割
 - (5) 企業の役割
 - (6) 大学・研究機関の役割
- 2 進行管理
- (1) 数値目標
 - (2) 達成状況について

資料

- 1 さらに詳しく
- 四季の自然と京都の文化
 - 京都の庭
 - 芦生研究林
 - 京都府のナラ枯れ対策
 - 由良川の「カムバック・サーモン」運動
 - 「京都府の鳥」オオミズナギドリ
 - 深泥池の生きもの
 - 山陰海岸ジオパーク
 - 京都の巨樹・巨木林
 - 巨椋池の変遷
 - 地域が一体となった希少種の保全活動
 - チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて
- 2 策定までの経過
- 3 検討の経過
- (1) 京都府環境審議会
 - (2) 京都府環境審議会 自然・鳥獣保護部会
 - (3) 希少野生生物保全専門委員会
 - (4) 地域戦略検討作業部会
- 4 京都府レッドデータブック 2015 の掲載種について
- 5 自然公園、保全地域等
- (1) 京都府内の自然公園
 - (2) 歴史的な自然環境保全地域、歴史的な自然環境保全地域
 - (3) 生息地等保護区
 - (4) 生息地等保全地区
- 6 用語解説
- 7 参考文献

4 自然第 1 3 5 号
令和 4 年 8 月 3 1 日

京都府環境審議会
会長 郡 崙 孝 様

京都府知事 西脇 隆俊
(公 印 省 略)

京都府生物多様性地域戦略の中間見直し等について（諮問）

生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 13 条に基づき平成 30 年 3 月に策定した京都府生物多様性地域戦略の中間見直し等を行うことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

京都府生物多様性地域戦略の中間見直し等について

2 諮問理由

生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 13 条では、都道府県は、生物多様性国家戦略を基本として、当該都道府県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないとされています。

本府では、平成 30 年 3 月に京都府生物多様性地域戦略を策定し、戦略に基づいた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を行ってきたところです。

本地域戦略については、2027 年を短期目標年としていますが、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに戦略の進捗状況を検証し、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、愛知目標の達成状況を踏まえた次期国家戦略の方向性を踏まえ、戦略の一部見直しなど必要な対応を行うこととしています。

次期国家戦略については、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）を踏まえ令和 5 年 3 月に策定される予定であり、改定される次期国家戦略の方向性を踏まえた見直しが必要となっています。

以上のことから、本地域戦略の検証や中間見直しについて御審議いただきたく、貴審議会の意見を求めるものであります。

令和4年9月15日

京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会長 様

京都府環境審議会 会長 郡 島 孝
(公 印 省 略)

京都府環境審議会諮問事項の付議について

令和4年8月31日付け4自然第135号で京都府知事から諮問がありました下記事項について、京都府環境審議会運営要領第4条の規定により、自然・鳥獣保護部に付議します。

記

諮問内容：京都府生物多様性地域戦略の中間見直し等について

京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会要領

(目的)

第1条 京都府生物多様性地域戦略を改定等するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

- 第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。
 - 会議には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 知事は、必要に応じて会議を招集する。
 - 座長は、議事を運営する。
 - 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

- 第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 委員は、会議で知り得た情報の守秘に努め、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

別表

所属	氏名	分野
京都大学人間・環境学研究科	浅野 耕太	環境経済学
大阪市立自然史博物館	佐久間 大輔	博物館学
京都大学防災研究所	竹門 康弘	生態系修復・整備
京都産業大学生命学部 産業生命科学科	西田 貴明	環境政策学
近畿大学名誉教授	細谷 和海	保全生物学
京都大学大学院地球環境学堂	深町 加津枝	里山管理・森林保全

- 次期生物多様性国家戦略研究会における議論を踏まえ、**次期生物多様性国家戦略の策定に向けた研究会からの提言**として、**2021年7月に報告書**がとりまとめられた。
- 自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）**の考え方を取り入れ、生物多様性の保全、持続可能な利用、主流化の観点から**2050年の目指すべき自然共生社会**を描き、**2030年までに取り組むべき施策**が整理された。

2050年 自然共生社会を描く

- ①生存基盤となる多様で健全な生態系が確保された社会
- ②自然の恵みの持続可能な利用がなされる社会
- ③生物多様性の主流化による変革がなされた社会

既存の取組に加えて

2030年までに取り組むべきポイント

①生態系の保全・再生の強化

30by30の達成等に向けて従前の取組（保護地域等）以外の場所での保全の強化（OECM等）

②幅広い社会的課題への対処におけるNbSの積極的活用

Eco-DRR、気候変動緩和策としてのNbS、再エネとの両立など

③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映

ESG金融、サプライチェーン・バリューチェーンを通じた悪影響削減、認証品など

詳細は次
ページへ

3つのポイントを支える戦略の構成・実施体制の改善

戦略の構造の明確化、施策間のシナジーを生む方策、様々な主体の参画促進に向けた目標・指標の設定など
上記に加え、次期戦略の目標・指標の候補を提言

次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

次の10年間に取り組むべき3つのポイント

①生態系の保全・再生の強化

- 普通種も減少傾向にあることが指摘される中、生態系の健全性の回復が必要。
- 国立公園等の保護管理の充実や外来種対策等に加え、自然再生やOECM等により**保護地域内外での保全及び持続可能な利用の強化やネットワーク化**が必要。
- **OECM認証**の制度構築に加え、**統合されたデータの相互利用**のための仕組みや、**調査体制**の構築が必要。

②幅広い社会的課題への対処におけるNbSの積極的活用

- **社会的課題の解決にNbSを積極的に活用**することは、**直接要因の緩和**にもつながる。**人口減少**や**気候変動**に伴う課題、さらには**人獣共通感染症対策**に対しても、NbSは貢献し得る。
- **再生可能エネルギーの推進と生物多様性の保全**は一般にトレードオフが生じ得るため、**脱炭素**が推進される中で、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう**適切な立地選択**や**配慮**が必要であり、そのための**基準**や**ガイドライン**、**マップ**等が求められる。

③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映

- 生物多様性を回復軌道に乗せるには、**生物多様性の主流化**により**社会・経済・暮らしのあり方を抜本的に変える社会変革**が必要※。

※そもそも生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心がある。自然は社会経済の基盤であり、人の健康にとっても重要な自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であるとの価値観が社会に広く浸透し、行動につながる必要がある。

- **「産業構造の変化」「人々の自然に対する関心」「生産と消費」といった間接要因は**、生物多様性損失に関わる幅広い直接要因に影響を与えるものであることを踏まえ、**ビジネスやライフスタイルを着実に変えていく**ことが求められる。
- **ビジネス分野の国際的な動きは加速**していることから、**重点的な取組**が求められる。
- **自然の中での体験を重視**するとともに、**自然と共生する文化的・精神的豊かさの価値観の醸成**を促す方策や、**行動変容**を促す働きかけが求められる。

參考資料

・日本の自然資本・生態系サービスの将来予測（S-15）

- 環境研究総合推進費を通じ、研究プロジェクト「**社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価**」（S-15）を実施

※研究代表：東京大学・武内和彦特任教授。4テーマで合計130人の研究者等が参画。

- 将来予測の結果を踏まえた**バックカスティングでの次期戦略検討**に活用。

S-15の目的

- ① 社会・生態システムの統合モデルを構築するとともに、それを用いた自然資本・生態系サービスの自然的・社会経済的価値の予測評価を行うこと
- ② シナリオ分析に基づく複数の政策オプションを検討し、包括的な福利を維持・向上させるための自然資本の重層的ガバナンスのあるべき姿を提示すること。

テーマ1

社会・生態システムの統合モデルの構築

- ✓ 人口分布や土地利用の変化による自然資本・生態系サービスの将来予測のためのモデル構築

テーマ3

海域の自然資本・生態系サービスの予測評価

- ✓ 海産物等の供給サービス、水質浄化等の調整サービスの定量化等を行い、その変化要因の分析、予測評価を実施

テーマ2

陸域の自然資本・生態系サービスの予測評価

- ✓ 農産物や木材等の供給サービス、気候調整等の調整サービスの定量化等を行い、その変化要因の分析、予測評価を実施

テーマ4

社会経済的価値の予測評価と重層的ガバナンス

- ✓ 陸域・海域の自然資本・生態系サービスを将来的に維持・向上させるための施策のあり方を検討

生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (JBO3)

- 2021年3月に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」(座長:中静透(国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長))により、①日本の生物多様性・生態系サービスの現状評価、②生物多様性の観点での国内での「社会変革」に関する科学的知見の提供、を目的に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)」がまとめられた。
- 我が国では、これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っていないこと、今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要であること等の評価がなされた。

JBO3のポイント

- ①日本の生物多様性の「4つの危機」は依然として生物多様性の損失に大きな影響を与え、生態系サービスも劣化傾向にある。これまでの取組により、生物多様性の損失速度は緩和の傾向が見られるが、まだ回復の軌道には乗っていない。
- ②将来の気候変動や、人口減少等の社会状況の変化にも耐えられるように、生態系の健全性の回復を図ることが重要。OECM等により生態系のネットワークを構築することが有効。
※OECM: Other Effective area-based Conservation Measures
- ③生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、新たな視点での施策の展開が必要。自然を基盤とする解決策(NbS)により気候変動を含む社会課題への対処を進めることや、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策により、「社会変革」を起こすことが重要。
※自然を基盤とする解決策 NbS: Nature-based Solutions
- ④社会変革に向けた万能な解決策はないものの、幅広く効果が見込める対策と、特定の危機に効果的な対策がある。社会変革の方向性として、地域資源の活用による豊かでレジリエントな自然共生社会を目指し、自立・分散型社会の要素を取り入れることが重要。
※ 幅広く効果が見込める対策: ビジネスと生物多様性の好循環、教育や新たな価値観の醸成 等
特定の危機に効果的な対策: 里地里山における定住・関係・交流人口を増やす取組 等

次期生物多様性国家戦略素案のポイント

- ✓ 地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹である**自然資本を守り活用するための戦略**。**自然と共生する社会**を目指し、生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、**新型コロナウイルス感染症のパンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調。
- ✓ 「**2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の実現に向け**5つの基本戦略**を設定。**30by30目標**の達成を含めた取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持し回復させ、**自然資本を守り活かす社会経済活動**を広げる。
- ✓ **基本戦略ごとに状態・行動目標を設定**。行動目標に**施策**を紐づけることで、個別の取組から2030年、さらには2050年を見据えた**目標・ビジョン**までの**戦略全体を一気通貫**で整理。

戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1 生態系の 健全性の回復

- ・30by30(国立・国定公園等、OECM)
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策等
- ・希少種保全

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決

- ・自然活用地域づくり
- ・気候変動対策
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

基本戦略3 生物多様性・自然資本による リスク・機会を 取り入れた経済

- ・事業活動での負の影響削減・情報開示
- ・技術サービス支援
- ・持続可能な農林水産業の推進

基本戦略4 生活・消費活動 における生物多 様性の価値の 認識と行動

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動科学に基づく行動変容
- ・食品ロス半減

基本戦略5 生物多様性に係 る取組を支える 基盤整備と 国際連携の推進

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・資源動員の強化
- ・国際協力

ポスト2020生物多様性枠組で決定される個別目標を踏まえ、**基本戦略ごとに国内における2030年のあるべき姿**（15の状態目標）、**なすべき行動**（24の行動目標）、目標ごとの**指標**を提示

行動計画

- ・関係省庁の**関連する施策**を、5つの基本戦略の下に24ある**行動目標**ごとに掲載

本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本
- ・位置づけ・役割 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・損失の直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある間接要因（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における生態系の健全性の回復と自然を活用した解決策による統合的解決、自然資本管理のビジネス化等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・社会経済に内在する損失要因としての「社会のありかた」と国民全体の価値観・行動（生物多様性が主流化されていない状況）

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題、その対処において重要な考え方の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・2050年ビジョン『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ネイチャーポジティブの実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

・5つの基本戦略

- ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
- ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
- ③生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブ経済）：
情報開示・ファイナンス
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）：
理解・価値観、消費活動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力

- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標：

あるべき姿（状態目標）、なすべき行動（行動目標）、目標ごとの指標

※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及びポスト2020生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・7つの考え方（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点にたった取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤民間団体（NGO等）、⑥国民

第2部：行動計画

＜作成方針＞

- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
 - ・ **行動目標ごと**に**現状と課題、施策の方向性（必要性）**を描き、これに沿って**関連施策**を記載。
 - ・ 関連する施策は、①**重点**、②**継続・強化**、③**維持**、に分け記載。
 - ・ できる限り、**施策ごとの現状と目標**を記載。
- 行動目標との関係が明確になった関連施策が、重要度ごとに**必要性**とともに位置付けられる。

＜今後に向けて＞

追加すべき施策の追加、施策の粒度を揃える、重要度の精査等により、完成度を高める。

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及びと海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率〇%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

- 3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人として豊かな成長を図る
- 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・30by30ロードマップ 等